



一般不妊治療費助成制度のご案内

令和4年4月から不妊治療が保険適用されています。

一般不妊治療（体外受精・顕微授精などの生殖補助医療を除く不妊治療）を受けている方に対し、治療・検査に要した費用の一部を助成します

【制度の概要について】

（１）対象となる治療

- ・医療保険の適用される一般不妊治療（体外受精及び顕微授精などの生殖補助医療を除く）
- ・医療保険の適用される診断のための検査や治療効果を確認するための検査等、治療の一環として行われる検査

（２）対象者

次の要件を全て満たす方

- ① 治療期間および申請日において、夫婦（事実婚関係にある方を含む）であって、夫若しくは妻のいずれか一方又は両方があま市に住所がある
- ② 医療保険各法に加入している
- ③ 産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科又は皮膚泌尿器科で不妊症と診断され、一般不妊治療を受けている

（３）助成額

1組に対し、一般不妊治療に要した本人負担額の2分の1以内（上限10万円）

ただし、1年度あたり5万円を超えることはできません。

※本人負担額には、文書料・食事療養費標準負担額・室料等の直接的な治療費でない費用は含みません。また高額療養費制度による給付や任意の給付（付加給付）が行われる場合等についても本人負担から差し引きます。

※1年度とは、3月から翌年2月までの1年間を指します。

（４）助成期間

最初の治療を受けた日の属する月から継続する2年間

※1回の妊娠について継続している治療で、あま市に住所を有した日以降の治療を対象となります。ただし、医師の判断に基づきやむを得ず治療を中断した場合は、当該中断月数について、助成期間を延長します。

また、この制度を利用して、妊娠・出産され、さらに次のお子さんを希望され、一般不妊治療を受ける場合は、新たに2年間の助成が受けられます。

【申請手続きについて】

申請にあたっては、次の書類を提出してください

（１）申請書類等

- ① あま市一般不妊治療費助成事業申請書（様式第１号）
- ② あま市一般不妊治療費助成事業に関する同意書（様式第２号）
- ③ 一般不妊治療費助成事業受診等証明書（医療機関での証明が必要です）（様式第３号）
- ④ 該当する治療費の領収書及び明細書（原本）
- ⑤ 住民票

住民票があま市にある方は、「② あま市一般不妊治療費助成事業に関する同意書（様式第２号）」の提出により、提出が省略できます。

- ⑥ 事実婚関係に関する申立書（様式第４号） （必要な方のみ）
- ⑦ 夫婦２人分のマイナンバーカード＋「健康保険の資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」のコピー（マイナポータルの画面を窓口で確認させていただく場合は、医療保険の資格情報をご記入いただきます。）

上記をご準備いただけない場合は、既存の保険証のコピーをお願いします。

- ⑧ 申請者名義の預金通帳等をご持参ください。

申請内容を確認し、承認決定後、「⑨ あま市一般不妊治療費助成請求書（様式第７号）」を提出していただきます。

（２）申請時期

令和６年３月から令和７年２月までの診療分については、令和７年３月１８日（火）までに申請してください。（申請期日に間に合わない場合は令和７年３月１８日（火）までにご相談ください。）

※あま市在住期間中に行った一般不妊治療のみ適用します。また、転出される場合は、転出前に申請をお願いします。

問合先	あま市甚目寺保健センター	０５２-４４３-０００５
	七宝保健センター	０５２-４４１-５６６５
	美和保健センター	０５２-４４３-３８３８

